

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における 市区町村の意見聴取について

富山市におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する方針は次のとおりとする。

- ・建設場所が、都市計画法第8条第1項第1号に基づく用途地域が指定されている区域または鉄軌道の駅から半径500メートル以内の区域であること。